

令和7年度第2回刈谷市子ども・子育て会議の結果について

資料5

1 実施状況

- (1) 意見提出期間 令和7年10月28日（火）～令和7年11月12日（水）
- (2) 回答書を提出した委員の人数 19人 ※委員は20人だが、会長は可否同数の場合の最終決議者であるため含まない

2 見直し案についての可否 可：19人 否：0人

3 委員から事務局への質問

No.	委員からの質問	事務局の回答
1	<p>資料3の1見直しの内容については承知しました。</p> <p>資料3の2見直し案については、資料2のイの説明にあるとおり、参考資料4ページのイにあるように連携のための方策を定めるべきとして追記があること理解したのですが、案の「情報を共有出来る体制づくりに努めます」という追記で今回の改正の対応としては十分ということでしょうか？</p> <p>こども計画の他の部分に関しては提供体制の考え方として、確保できる見込みであるや確保しますといったように言い切る形ですが、今回の改正案が体制づくりに努めますというに留まり、共有することができる体制を構築する（今はないがつくる）や推進する（さらに充実させる）といった形ではないため、他に比べてふんわりした印象があるのですが、地域の教育、保育施設が刈谷市の管轄する以外の民間も含まれることや、乳児等通園支援事業者は既存の一時保育施設に加え新規事業者の誘致となるため体制を構築するにあたり未定部分があるために言い切ることが難しいなど何か理由があれば教えてください。</p> <p>本件、はっきり言い切らねばならないという反対意見ではなく、これで今回の位置づけとして足りるのであれば、承認します。資料のみで十分にそのあたりが理解出来ていないための質問となります。</p>	<p>案の「情報を共有出来る体制づくりに努めます」という追記で今回の改正の対応としては十分と考えているか、というご質問ですが、現時点では適切であると考えております。</p> <p>その理由としましては、ご指摘いただいた通り、教育・保育施設は市が運営している公立園以外に民間事業者等が運営する私立園も含まれるため、連携を図っていく必要があります。</p> <p>また、現時点では事業を実施していないため、乳児等通園支援事業を通して教育・保育施設と事業者が共有する情報や、連携体制の在り方について事業開始後に精査が必要であると考えております。</p> <p>そのため、今回の改正では変更案の記載といたしました。</p> <p>また、愛知県には今回の見直し案の記載で、指針等の改正の内容としては適切である旨確認しております。</p>
2	資料2の「改正前の算出方法」と「改正後の算出方法」については、改正後の月の上限利用時間が10時間になることから、計算結果がやや多くな	資料2の「改正前の算出方法」と「改正後の算出方法」は、事務局が資料を作成する際に、改正後の算出方法の対象年齢の未就園児数を誤って記

	るのではないかとも思いましたが、いかがでしょうか。	載しておりました。 対象年齢の未就園児数は2,489人ではなく、正しくは2,007人です。 2,007人×10時間÷月176時間×40%（利用ニーズ）=45.6… ≈ 45人となります。
--	---------------------------	---

4 見直し案を「可」とする回答書の提出に伴って、委員から提出された議題に関する意見

No.	委員からの意見	事務局の考え方
1	こども計画（92頁）見直し案については、抽象的かつ努力目標のような書き方に留まっていることに懸念を抱かざるを得ないが、こども計画が、各種子ども子育て支援政策の基礎的な位置付けであることから、以上の意見を付した上で見直し案に賛成する。	いただいたご意見を踏まえまして、修正した見直し案（別添「資料6」参照）を再度ご審議いただきたいと考えております。 なお、委員よりいただきましたご意見につきましては、修正前の見直し案の末尾が「体制づくりに努めます。」がありましたところを、「体制を整えます。」とする点に反映しました。
2	当該文書は、こども家庭庁からの通達および関連法令に準じているものとなっているため、特に問題ないかと思われます。なお、事業の進捗状況を確認することや、乳児等通園支援事業者といった民間事業者の指導監督を定期的に行なうことができるよう「行政（刈谷市）、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設の3者の間で情報共有を行うことができる体制づくり」といった行政（刈谷市）も情報共有網に含まれているという表現を付け加えることができればさらに良いかと思われます。そのようにすれば行政が関与しているという事実を示すことができ、利用者の安心感も増すと思慮されます。（指導監督については令和7年3月31非こ成保第257号「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について」3-（4）-②に記載されております。）／こども家庭庁成育局長発令	前提として、事業の進捗状況の確認は、市が主体となって子ども子育て会議のお力を借りながら行なっていき、民間事業者の指導監督は、市が主体となって適切に実施してまいります。しかしながら、いただいたご意見により、計画全体は市が主語となっていますが、主語である市がどのように関与するのか、その位置づけが当該文章では不明瞭であると認識いたしました。そこで、市を主語として読んだときに理解しやすい文章に改めることといたします。
3	見直し案は基本指針の改正をきちんと踏まえたものになっていると感じました。 追加された文言につきましては、事業開始後の連携体制における精査の実施に関する内容を加えたほうが伝わりやすいかと思います。	いただいたご意見は、「3 委員から事務局への質問」中「No. 1」の事務局の回答を受けてのことと推察いたします。まずもって、事業開始後に精査する必要があるので努力目標の表記とした考え方を改めさせていただきます。体制を明確な表現に改めさせていただく一方で、事業開始後の事業の評価・見直しにつきましては他事業同様に行なうものとして、当該箇所でのみ記載するといったことは見送らせていただきます。

5 見直し案を「可」とする回答書の提出に伴って、委員から提出されたその他の意見

- (1) 教育と保育では、基本的な視点に大きな違いがあると現場経験のある方からうかがったことがある。確かに自分自身の経験からも、同じようなことをする支援現場でも専門性の違いから視点が違い、支援方針が変わってくることはよくある。ぜひとも両者の連携が充実されることを望んでいる。
- (2) 大変ですが保育士確保をお願いします。
- (3) 資料2（補足）で内容がしっかりとつながりました。でも、難しく理解するのに時間がかかりました。
- (4) 基本指針等につきまして、内容に賛同し、見直し案を可とさせていただきます。常に、子どもとその親の目線からの運営・取組であり続けることを切に願う次第でございます。

皆様よりいただいたご意見を踏まえ、今後も安心して子育てできる環境の構築に取り組んでまいります。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。